

第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会 (書面協議)

1. 審議事項

「パレット回収率向上による物流効率化のための調査事業」(資料1)

急ではございますが、北陸信越運輸局貨物課より、課題解決の方策に向けた調査事業にご協力をいただける対象集団が急遽見つかри、新潟県での実施を行いたい旨連絡がありました。

ご提案を受けた実施内容につきましては、北陸信越運輸局が調達するコンサル調査会社により事業を実施するため、契約までの選定手続きが必要となります。

本来であれば、協議会を開催し各委員様の意見をもって取り組むべきところですが、年度内において調査を着手し、報告書として取りまとめる必要があるため、調査実施の可否につきましてお諮りいたします。

2. 報告事項

①「安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い」(資料2)

トラック運送事業者の適正な運賃收受を下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続可能な物流を確保するため、昨年4月24日に標準的な運賃を国土交通大臣が告示しました。

荷主団体の皆様におかれましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて今般の告示の趣旨につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

②「異常気象時下における輸送の目安について」(資料3)

日本海側を中心に記録的な大雪が頻発する中、関越道や北陸道等において大規模な立往生が相次いでいることを踏まえ、国土交通省ではトラック事業者をはじめ一般の方にも雪道を走る可能性がある場合は事前にタイヤの状態を確認するよう呼びかけるとともに、大雪時における物流のあり方について関係省庁等と協議を進めることになりました。

国土交通省では、異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で輸送依頼の抑制とドライバーの安全確保を図ることを目的として、昨年2月、「異常気象時下における輸送の目安」を公表しております。

③「時間外労働上限規制適用猶予業種（運送業）労働時間等説明会実施状況」及び「自動車運転者の労働時間等の改善の基準の見直しについて」（資料4）

自動車運転の業務については、現在、時間外労働の上限規制が適用猶予となっていますが、令和6年4月から上限規制が適用されるため、周知を図る目的で、標記説明会を新潟労働局、新潟運輸支局の合同で行っています。自動車運転者を使用している全事業場への周知に向け、皆様におかれましてもご理解とご協力をお願い致します。

また、自動車運転者の労働時間等の改善の基準の見直しについては、厚生労働省本省に設置された労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会にて議論されています。その概要の資料を添付しておりますのでご確認ください。

トラック輸送における取引環境・労働 時間改善新潟県地方協議会における 調査事業の実施について

北陸信越運輸局 新潟運輸支局

目的

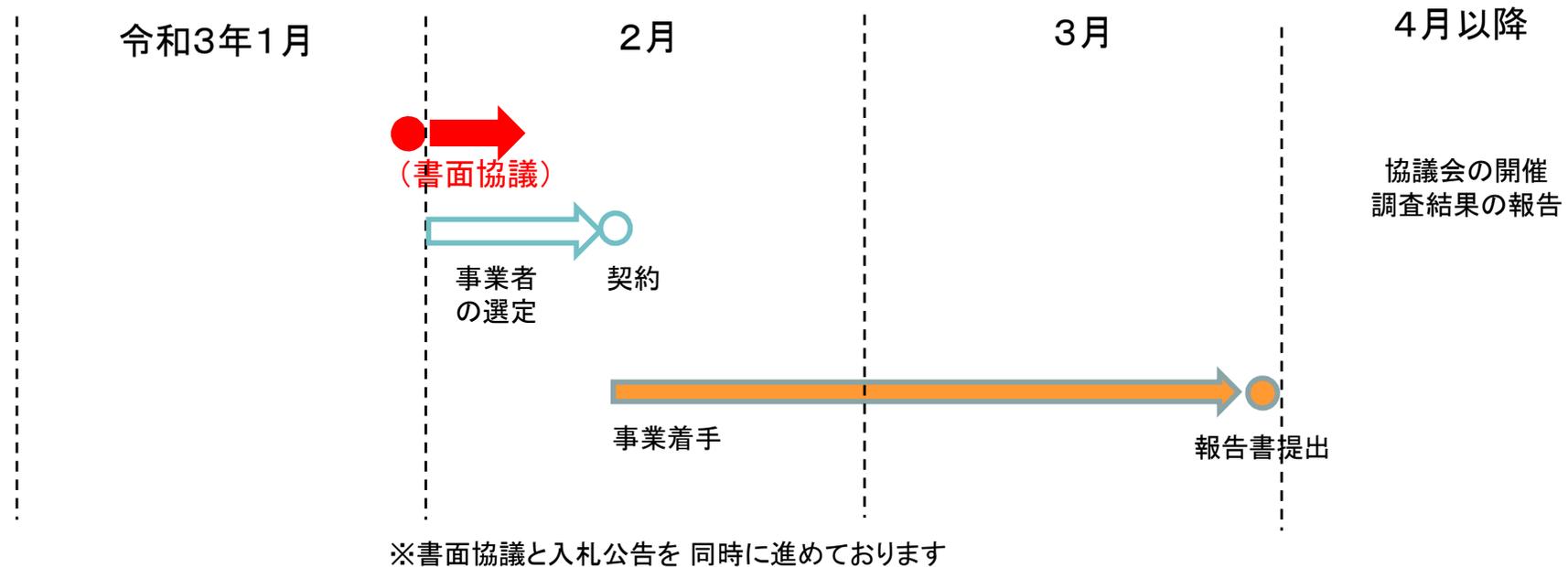
輸送分野ごとに顕在化している課題に対して各都道府県における発・着荷主及び運送事業者が協力して、地域の状況に応じた課題解決の方策に向けての調査・検討を行い、改善モデルの蓄積及びその成果の波及を目的として実施する。

実施方法

- 調査請負業者の利用による調査
 - ・各運輸局等が調達するコンサル調査会社により事業を実施
(一般競争入札及び企画競争といった契約までの選定手続きが必要)
- ※地方協議会事務局から対象集団に対し積極的な取り組みが行えるよう助言を行う。

調査事業の概要

- ・パレットの回収率が低く、パレット購入コストが割高の状況となっているため、回収率を上げることでパレット循環を高め、物流効率化とドライバーの荷役作業の削減を目指す。
- ・紙・パルプ物流の品目における実態把握、並びに課題抽出や解決に向けた対応策を検証するための実証実験を行う。
- ・紙・パルプ物流におけるパレットの管理方法や回収方法の効率化について解析や検証を行い、実証実験の結果と関係者へのヒアリング等から報告書を作成する。



対象集団からの提案状況について

- 北越コーポレーション株式会社(発荷主)とランコム株式会社(運送事業者)が実施主体となり、製紙会社のパレット回収スキームの効率化について別添のとおり提案がありました。(別添参照)

発荷主

北越コーポレーション株式会社

所在地 東京都中央区日本橋本石町3-2-2

代表者 代表取締役社長 岸本 哲夫

創業 1907年4月27日

資本金 420億2094万円

従業員数 4,688名(2020年3月31日現在)

売上高 264,618百万円(2020年3月期)

事業内容 紙・パルプ製品の製造販売
紙器・液体容器等の製造販売
各種印刷製品の製造販売等

生産拠点 新潟工場を含む6工場

外部リンク <http://www.hokuetsucorp.com/>

運送事業者

トランコム株式会社

所在地 愛知県名古屋市東区葵1丁目19-30

代表者 代表取締役会長 清水 正久
代表取締役 恒川 穰

創業 1955年3月10日

資本金 10億8004万円

従業員数 6,602名(2020年9月30日現在)

売上高 163,400百万円(2020年3月期)

事業内容 物流センター構築運営サービス
輸送マッチング・配送サービス
生産請負・人材派遣サービス

外部リンク <https://www.trancom.co.jp/>

製紙業界のパレット回収率改善について



トランコム株式会社

(1) 本取組のコンセプト

製紙業界のパレット回収問題をベースに、他業界の物流環境でも参考となるパレット運用ルールの確立を目指す

(2) 製紙業界のパレット事情

- ・ 納品時のパレット化は推進、定着している
- ・ 業界としてのパレット共同回収ネットワークはあるが回収率が低い
- ・ パレット回収率の低さから、各メーカーの負担が多くなっている
- ・ パレット規格の統一やレンタル利用、メーカー間の資産の共有などは図られていない

製紙業界におけるパレット回収の問題点や影響は以下の通りです

問題点	製紙パレット業界では、パレット回収率が約55%と低く、相当量のパレットが流出・紛失
影響	<ul style="list-style-type: none"> ・各製紙メーカーの負担コストの増加 ・パレット製造増加、リサイクル率低減による環境負荷影響 ・パレット流出による廃棄物の増加

【流出・紛失による定量的な影響値（想定値）】

製紙パレット流通量	約750万枚/年	製紙パレット共同回収事業参加企業出荷枚数の想定値
紛失・流出枚数	約300万枚/年	製紙パレット機構の共同回収率60%とした場合の想定枚数
各製紙メーカー負担額	約18億円/年	パレット1枚を紛失した場合と回収した場合のコスト差を約600円とした際の試算値
CO ₂ 排出増加量	約90,000t-CO ₂ /年	木製パレット1枚当たりの製造にかかるCO ₂ 排出量を30kg-CO ₂ とした場合の試算値

今回は、製紙パレット共同回収事業にも参加されている北越コーポレーション様ご協力のもと、製紙パレット回収の実態調査から行います。

パレット回収率が悪い要因について、ヒアリング内容などから列挙。
対策についても記載。

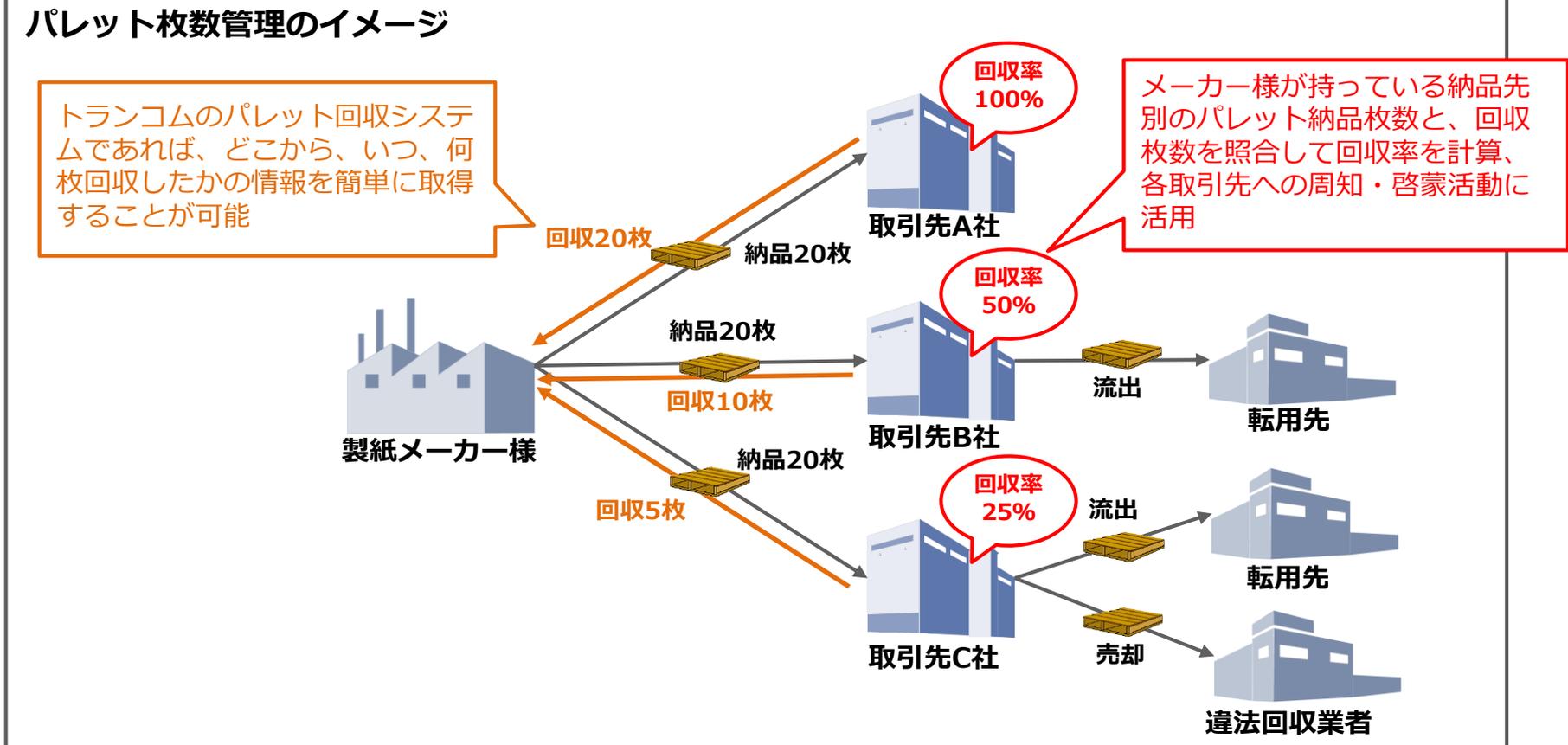
要因	対策	対策の詳細
得意先のパレット返却義務の意識が低い	啓蒙活動の強化	製紙パレット機構様にて啓蒙活動、広告活動を強化
得意先がパレット所有権の所在を認識していない、または重要視していない		
パレット流出ルートや滞留先で不明なところが多い	管理面の強化	<u>概要提案①</u>
	パレット流出ルートや滞留先の探索検証	<u>概要提案②</u>

→ **次項以降で、概要提案①と②について説明。**

概要提案①：管理面の強化

納品先別の納品枚数と回収枚数の情報を取得し、それらをもとに納品先単位での回収率の集計や分析を行い、流出ルートや流出先の特定につなげる検証を行う。

TRANCOMのパレット回収システムを活用した回収であれば、どこから、いつ、何枚のパレットを回収したかの情報を簡単に取得することが可能。



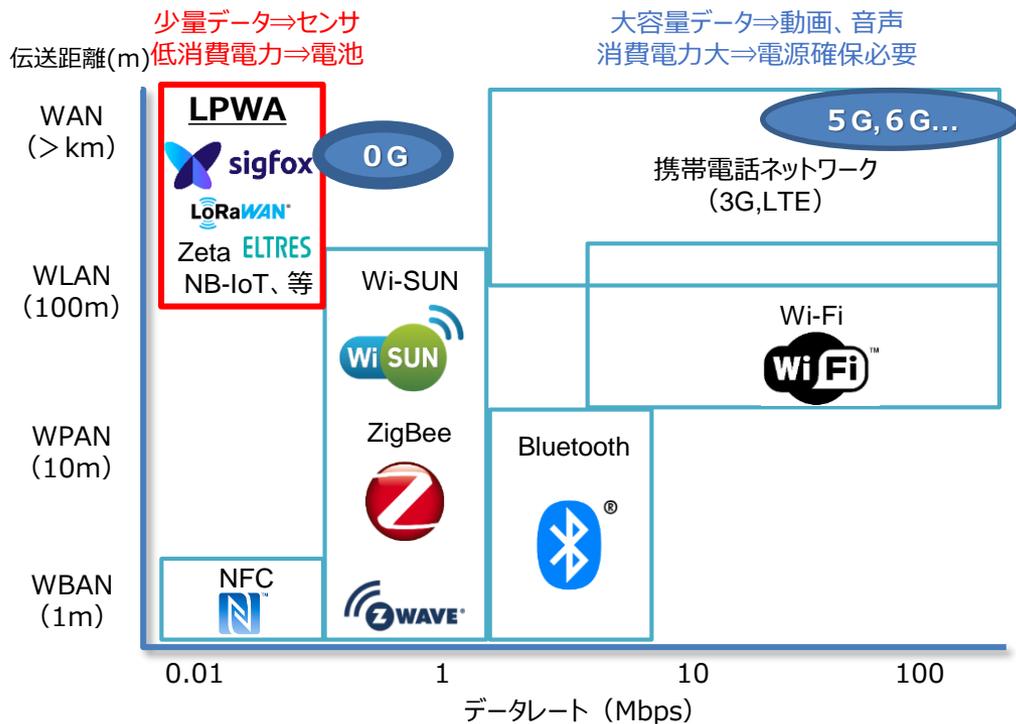
概要提案②：パレット流出ルートや滞留場所の探索検証

実際のパレット何枚かに位置探索が可能なデバイスの設置をご提案。流出ルートの解析や検証を行います。
パレットの探索や検証については、LPWA（※）の技術を使用。

今回は、LPWAの中でも京セラコミュニケーションシステムが提供するsigfoxネットワークサービスをご提案

※LPWAとは…少ない消費電力で長距離伝送できる無線通信技術の総称

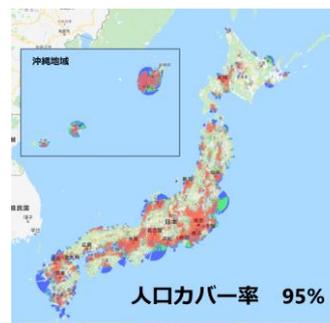
LPWA (Low Power Wide Area) の位置づけ



Sigfoxネットワークサービスとサービスエリア



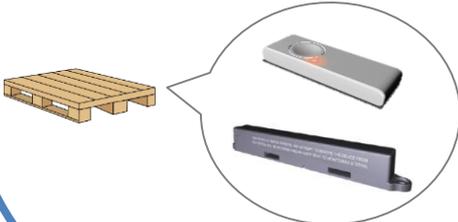
- 1 低消費電力/低コスト**
乾電池で数年間稼働
1回線 (デバイス) 年額100円〜
- 2 ネットワークは事業者(KCCS)が展開**
LoRaWANやZetaは自己投資
- 3 簡便性 (クイックスタート)**
SIM/ペアリング設定 不要
Sigfoxクラウドの提供
- 4 グローバル展開**
現在、世界72ヶ国に展開



概要提案②：パレット流出ルートや滞留場所の探索検証

1

管理対象となるパレットに
デバイス取り付け



※取り付けするパレット
数量は要検討

2

GPS、WiFi APを測位し
メッセージ送信



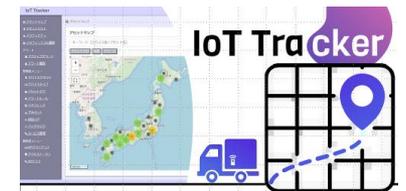
3

Sigfox Cloudで
位置情報を蓄積



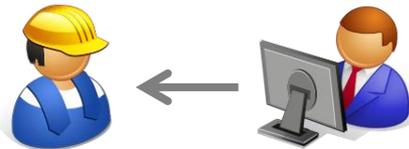
4

アプリケーションにて
対象パレットの位置を把握



5

管理対象パレットの
配置状況やルートを確認し
流出ルートや滞留先を把握



6

対策案の検討及び
回収方法の検討



■パレットに据え付けするデバイスの仕様



製品名	IET10RC3
サイズ	170mm x 20mm x 27mm
シェル	ポリカーボネート
稼働温度	-30℃～-85℃
防水力	IP68
衝撃耐力	IK10
位置測位可能な技術	GPS、Wifi、Sigfox(Atlas native)
センサー	3軸加速度、マグネットリードスイッチ
バッテリー	Li-SOCI2, 5400mAh, 3.6V
電池寿命	右記の条件で約5年（メッセージ送信頻度1日4回 / GPSのみ測位できる状況 50% / GPS、WiFi両方を測位できる状況：50% / バッテリー効率90%）

令和2年12月

トラック輸送を利用される
荷主の皆様へ

(公社) 全日本トラック協会
国土交通省

安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、国民の生活と経済を守るためのライフラインとして、さらに今般の新型コロナウイルス感染拡大のなかでも、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、国内物流の中心的な役割を果たす一方、今後も持続的に輸送ニーズに的確に応え、安定した輸送力を確保していくにあたっては、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

平成30年に成立した働き方改革関連法において、長時間労働の実態が多いトラックドライバーについては令和6年4月より時間外労働時間の上限規制（960時間／年）が適用されることも踏まえれば、早期にドライバーの労働環境及び待遇改善を図り、物流の担い手であるドライバー不足を解消することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われました。この法改正では、法令を遵守しない悪質なトラック運送事業者に対して厳正に対処するための措置のほか、荷主の皆様にご協力いただきたい事項が盛り込まれています。

つきましては、新型コロナウイルスによる業務への影響もあるとは存じますが、下記取り組みにつきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 トラック運送事業者の法令遵守について

トラック運送事業者が「働き方改革」を進めるためには、法令を遵守し、トラックドライバーが安心・安全に働くことができるようにしなければなりません。一方、トラックドライバーの長時間労働については、長い荷待ち時間や、契約に定めのない附帯業務の発生など、トラック運送事業者のみでは解決できない課題も多い状況にあります。

こうしたことから、改正貨物自動車運送事業法では荷主によるトラック運送事業者への配慮義務が設けられたほか、トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行

為（長い荷待ち時間等）を行っている疑いのある荷主に対し、国土交通大臣が、経済産業省、農林水産省、厚生労働省などの関係行政機関の長と連携して、働きかけができるようになりました（令和元年7月施行 別添リーフレットを参照）。

発・着荷主の都合による長い荷待ち時間や労働時間のルールが守れないような輸送依頼をなくすことが強く求められています。

2 「標準的な運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。

（令和2年4月24日国土交通大臣告示 別添パンフレットを参照）。

荷主の皆様におかれてましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

3 「ホワイト物流」推進運動の参加について

国土交通省では、荷主企業とトラック運送事業者が相互に協力して、物流の改善を図るための「ホワイト物流」推進運動を展開しています。トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進め、働きやすい労働環境を実現するため、積極的な参加をお願いいたします。
以上

<本件に関するお問い合わせ先>

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ○（公社）全日本トラック協会 企画部 | TEL：03-3354-1037（直通） |
| ○ 国土交通省 自動車局 貨物課 | TEL：03-5253-8575（直通） |

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会へ通知」します。

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ



積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

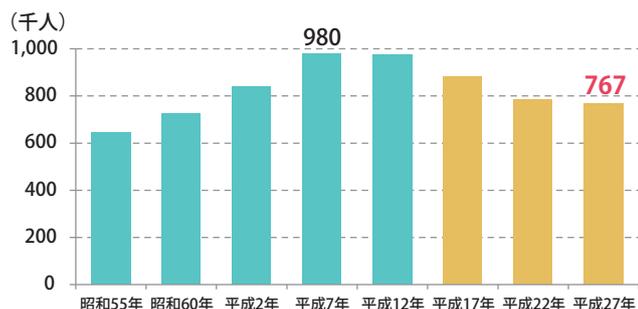
勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より**減少**

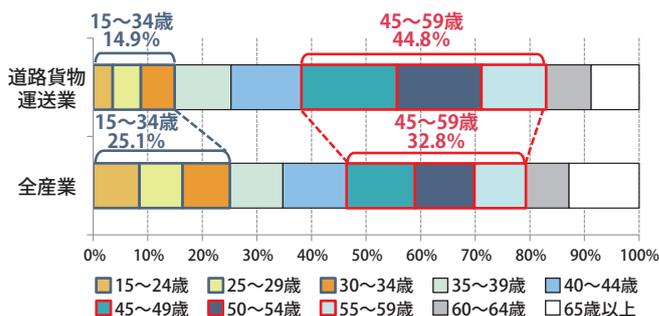
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は**高齢化**

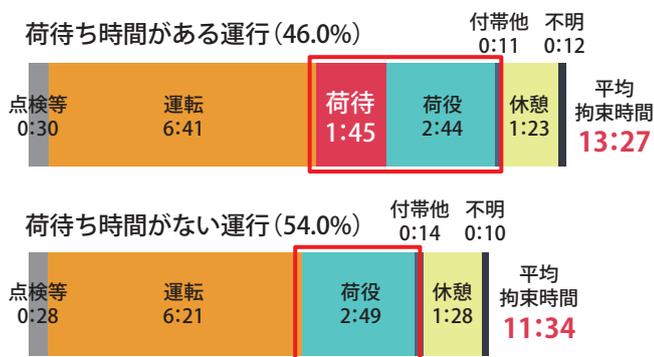
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

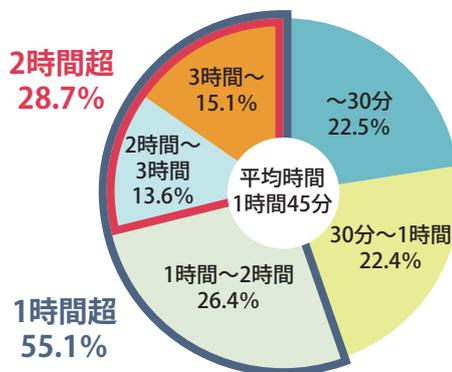
1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

2時間を超える荷待ちが**約3割**

1運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があります、**違反した場合は処分**を受けることになります

●労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ●1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●継続 8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ●2日平均で、1日あたり 9時間以内 ●2週間平均で、1週間あたり 44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ●4時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。



令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省

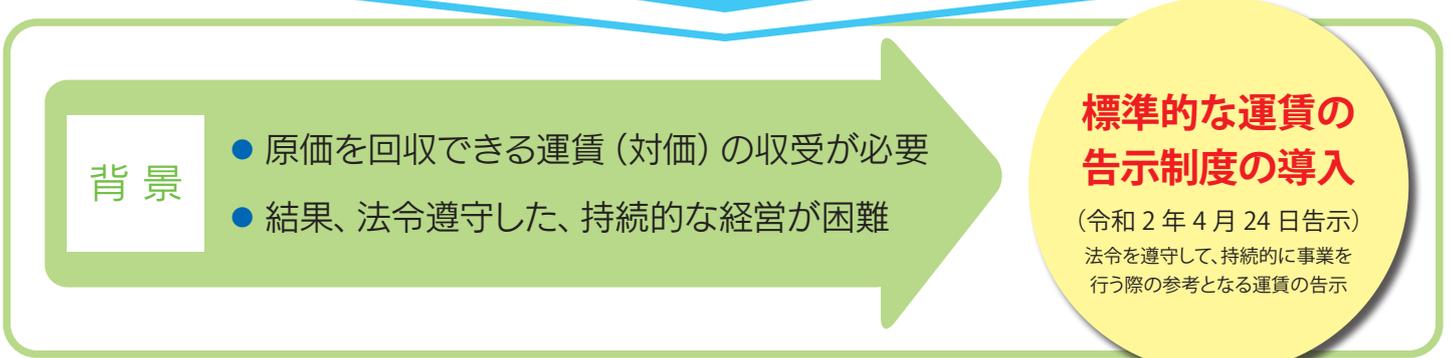
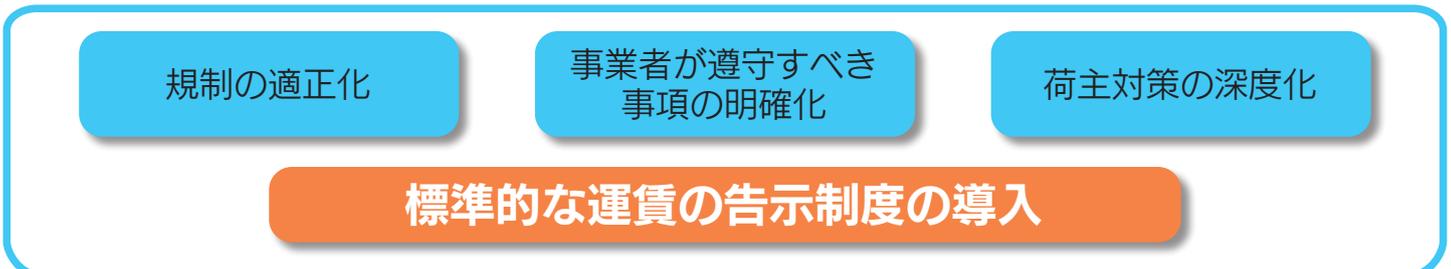


公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。



国土交通省が告示した

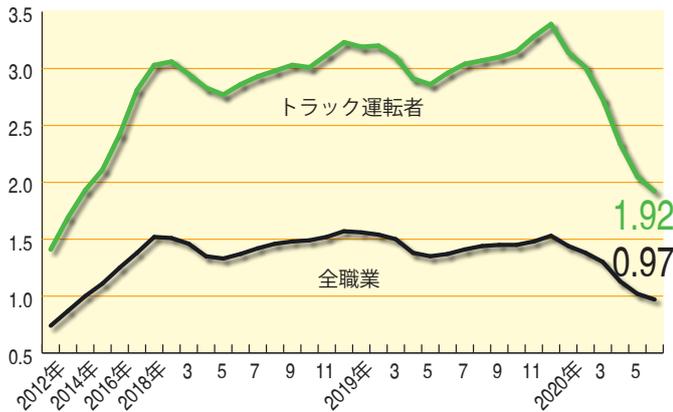
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃		
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型	バン型の車両で設定			
車種	 小型車 (2t クラス)	 中型車 (4t クラス)	 大型車 (10t クラス)	 トレーラー (20t クラス)
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

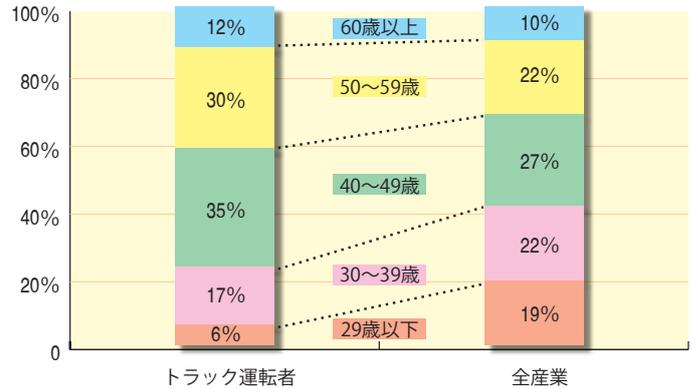
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約2.0倍高い



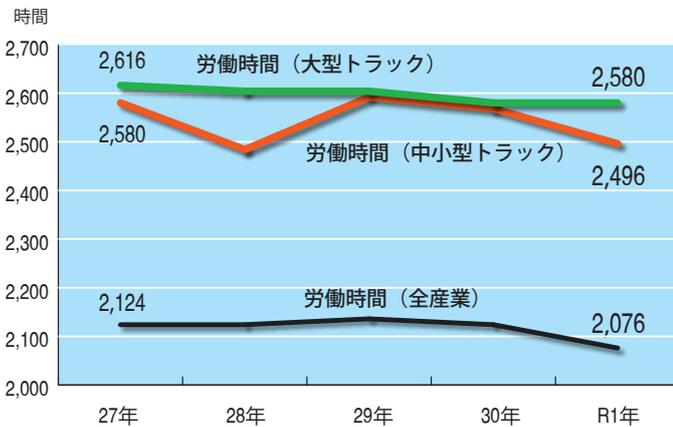
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



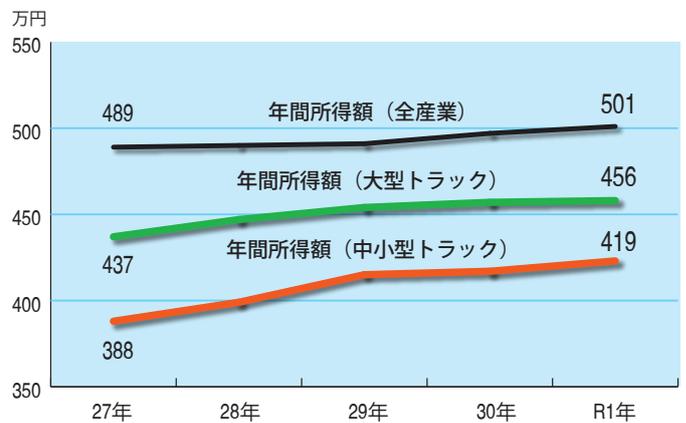
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約2割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約1割～2割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省) 「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途收受することとされています。

運賃 (運送の役務の対価)

+

料金 (積込・取卸料、附帯業務料)
実費 (高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和2年国土交通省告示第575号（令和2年4月24日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算す る金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

種 別	局 別	車種別				
		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300		

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覽

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号		
自動車局	貨物課		03-5253-8575	自動車交通部	貨物課		06-6949-6447		
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733		
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765		
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)		
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253		
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138		
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104	
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課		082-228-3438	
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		広島運輸支局	輸送・監査担当		082-233-9167	
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120		
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当		0852-37-1311	
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当		086-286-8122	
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当		083-922-5336	
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		自動車交通部	貨物課		087-802-6773	
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		四国運輸局	香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357	
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813			徳島運輸支局	輸送・監査部門		088-641-4811
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248			愛媛運輸支局	輸送・監査部門		089-956-1563
東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)	高知運輸支局	輸送・監査部門			088-866-7311		
神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	自動車交通部	貨物課			092-472-2528		
埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)	福岡運輸支局	輸送部門			092-673-1191 (ガイダンス番号:2)		
関東運輸局	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)	佐賀運輸支局		企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)		
千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)	九州運輸局	長崎運輸支局		輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)		
茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門		096-369-3155 (ガイダンス番号:3)		
栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門		097-558-2107 (ガイダンス番号:3)		
山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門		0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)		
自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門		099-261-9192 (ガイダンス番号:3)		
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	輸送・監査部門		025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836	
	長野運輸支局	輸送・監査部門		026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140	
	石川運輸支局	輸送・監査部門		076-208-6000 (ガイダンス番号:1)					
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893						
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037						
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312						
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191						
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714						
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411						
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602						

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、令和2年2月28日付けで通達を发出。

⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

【通達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼。

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時 	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20~30m/s	通常で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・嵐雪等)時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

出典：全日本トラック協会 異常気象時における措置の目安リーフレット

輸送実態把握のための意見等の募集について

- ・国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「意見等の募集窓口」を設置しました。
- ・輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、この「意見等の募集窓口」への投稿等をお願いします。

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口 <https://yusou-jittai.mlit.go.jp/>

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務(追加業務)など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、[こちらへ](#)情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

(参考)
 ○標準貨物自動車運送約款等の改正について
 ○トラック輸送における適正取引推進の推進について
 ○荷主勧告制度について
 ○乗務記録の記載対象となる荷待時間・荷役作業等について

このページのQRコード

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務(追加業務)など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務を行われている中で、たとえばまだなく、それなりに強要が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自身の記入ください。

※厳禁・乗務記録等に関するご意見については、ご本人、会社関係者に開示いたしませんこととさせていただきます。

(ご意見をお記入されるご本人が、ご自身に承諾を申し上げてお書き添えしない場合はご承諾を明記されている場合はご本人に開示させていただきます。)

・次の質問にお答えください。

1. 運送業務を委託するおそれがある非合理的な業務時間の確保等
2. 中心を置かない運送に対するペナルティ等
3. 適正な取引に賛同を促すような無効な依頼等
4. 荷待ち時間等の非合理的な発生等
5. 運送と異なる積込み作業等
6. 依頼にはなかったラベル貼り・積込みなどの附帯業務等
7. 運送料金など費用の自己負担等
8. 適正な運送手帳(「つばね」簿帳、へこみ、ごすれ、汚れなど)への対応等
9. その他、コンプライアンスに関与と思われるもの

(内訳)

※複数該当するものがある場合は、欄外等に複数回にわたってご記入ください。

【記入単位と記入欄】

・トラック	記入欄1 「10トンワンリング」 記入欄2 「4トンバン」
・いつ	記入欄1 「2019年2月」ごろの「積込み時」 記入欄2 「2018年12月」ごろの「取崩し時」

令和2年度時間外労働上限規制適用猶予業種（運送業）労働時間等説明会実施状況

内容

令和6年度までの間、別添取組表に基づき、新潟運輸支局、新潟県働き方改革推進支援センターと合同で標記説明会を実施。

令和元年度

1.トラック

新潟、長岡、上越、三条、新発田、新津、小出・十日町、佐渡の計8会場で実施。

約260事業場参加。

2.ハイヤー・タクシー

新潟、長岡、上越の計3箇所を実施。

約70事業場参加。

3.バス

新潟会場で実施。

約30事業場参加。

令和2年度

現時点での予定は以下のとおり。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から規模・回数を縮小

道路貨物運送業に対する労働時間等説明会

1.新潟労働基準監督署

令和3年1月20日(水)新潟テルサ 大会議室

2.長岡労働基準監督署

令和3年1月22日(金)ハイブ長岡 特別会議室

3.上越労働基準監督署

令和3年1月19日(火)上越人材ハイスクール視聴覚室

4.新発田労働基準監督署

令和3年2月10日(水)コモプラザ 第1・第2研修室

令和3年度以降

ハイヤー・タクシー、バス、及び、3協会未加入事業場について合同説明会を実施予定。
説明会欠席事業場については個別訪問等に対応予定。

(参考)

時間外上限規制適用猶予業種（運送業）に対する労働時間等説明会取組予定表

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新潟県トラック協会	○	欠席事業場				法施行
新潟県バス協会	○		欠席事業場			
新潟県ハイヤータクシー協会	○		欠席事業場			
協会未加入事業場			○	欠席事業場		

コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度はトラック協会欠席事業場のみをフォローする。

欠席事業場に対する説明会をさらに欠席した事業場に対しては、適宜、署で開催の集団指導や訪問支援で対応する。

改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた^(※1)ところ。^(※1)平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催 (計9回)
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論
(令和4年12月までに、改善基準告示改正)
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

実態調査検討会

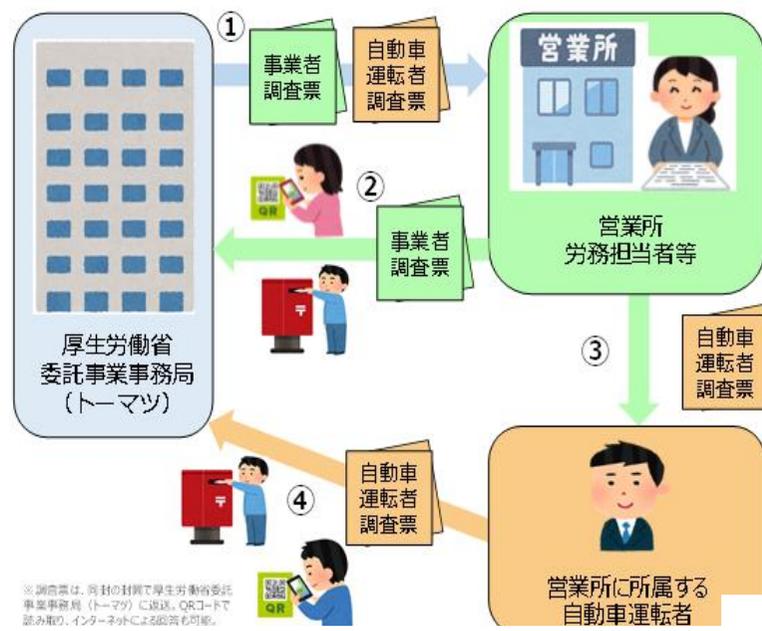
- ・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

実態調査の実施

- ・令和2年10月～12月頃まで

・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所(うち、一般路線200、高速80)、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人(うち、一般路線800、高速320)、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名



- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票^(※2)、^(※3)を送付する。
^(※2)事業者調査票と自動車運転者調査票、^(※3)バスについては、本社労務担当者へ調査票を送付
 - ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載^(※4)の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。^(※4)同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
 - ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を手交し、記載を依頼する。
 - ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載^(※5)し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。^(※6)
- ^(※5)同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能。^(※6)ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施

※調査票は、同封の封筒で厚生労働省委託事業事務局(トーマツ)に送付。QRコードで読み取り、インターネットによる回答も可能。